

毎週火、命曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十年度に係る県議会議事事務局、人事委員会並びに地方労働委員会の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る県議会議事事務局、人事委員会並びに地方労働委員会の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日
県会事務局	昭和三十一年十一月五日監査
人事委員会	昭和三十一年十一月六日監査
地方労働委員会	同

県会事務局	昭和三十一年十一月五日監査
監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	近藤伝一

一 当事務局は県議会運営に関する事務処理を掌理し、総務、調査、議事の三課制と図書室により、職員は局長以下二十五名である。

本年度において招集された議会は、定例四回、臨時五回、計九回で延四十七日間開催し、このほか各種委員会は頻繁に行われたがすべて議会活動に関するこれらの関係事案の事務処理、或いは会議録の発行、図書室の運営等各般の事務は概ね支障なく処理されてきたものと認められた。

人事委員会 昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

一 当委員会の予算経理その他所管業務は適正に執行されているものと認めた。

二 人事主任者会議を効率的に運営されたい。

各任命権者相互間の人事行政の連絡調整等につき一層緊密を図り円滑なる運営を期するよう留意されたい。

地方労働委員会 昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

一 労働争議の調整及び判定並びに労働組合の資格審査等に係る諸般の資料集收、及び実状調査等を実施し事

件の早期解決に努力しているが(公式調整事件は八件で全部解決済)特に中小企業者にあつては経済的影響を慮り、当事者の申立によらない秘密妥結によるものが相当にあり、積極的公正な組合活動が阻害される傾向が依然として強いように思はれるので、更に関係機関との連携を図りこれらに対する実態はあくの徹底と積極的指導に一層の努力を望む。

二 経理出納その他事務処理は適正に執行されているものと認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取者鳥取市東町 鳥取者鳥取市東町 鳥取者鳥取市東町 鳥取者鳥取市東町